

農林水産物・食品の輸出促進について

平成26年3月14日

農林水産省

食文化・食産業のグローバル展開に向けたFBI戦略の進化

- 輸出1兆円目標(2020年)の達成に向け、PDCAを踏まえながら、国別・品目別輸出戦略を実行。当面、7000億円(2016年)を中間目標として、達成を目指す。
- 本年は、①国別・品目別に分析した輸出環境整備の課題に関する事業者とのコミュニケーションや、②輸出支援をオールジャパンの取組に重点化し、品目別に輸出促進の司令塔となる団体の育成・支援等に取り組む。

以下についてPDCAサイクルを基本とし、ロードマップを示しながら実行

日本食・食文化の普及/世界の料理界で日本食材の活用推進
(Made **FROM** Japan)

日本の「食文化・食産業」の海外展開
(Made **BY** Japan)

日本の農林水産物・食品の輸出
(Made **IN** Japan)

- 外国人調理師のビザ要件の緩和 (p16)
- 日本版アペリティフの日の開催
- 日本食材を使うシェフの育成
- ASEANの主要大学と連携した食産業に係る現地人材の育成
- グローバル・フード・バリューチェーン戦略(総合戦略・地域別戦略)の策定 (p17)
- 海外官民フォーラムの開催
- 海外の表示規制への対応
- インポートトレランスの設定やHACCP認定の促進等を含む輸出環境の整備
 - ・ 課題の優先順位や予見可能性についての事業者とのコミュニケーション (p12)
 - ・ PDCAを基本に「輸出環境整備レポート」(仮称)の作成・公表 (p12)
 - ・ 輸出促進に向けたGLOBALG.A.P.の活用 (p8,11)
- オールジャパンでの輸出に向けた商流の確立・拡大
 - ・ 輸出サポートのワンストップサービス化(ジェットロ) (p13)
 - ・ クールジャパンとの連携 (p15)
- 輸出1兆円へのロードマップと進捗管理
 - ・ 輸出戦略の実行
 - ・ 戦略実行委員会の立ち上げ
 - ・ 品目別輸出促進団体の育成 (p14)
- 輸出特区の検討

輸出戦略の検討の経緯

- 1月25日 安倍総理から林大臣に対し、輸出促進等の指示
『農林水産大臣は、攻めの農業政策を構築すべく、農産品輸出拡大策の強化、農業競争力強化策について検討すること。』

1月29日 農林水産省内に攻めの農林水産業推進本部（攻め本部）を設置し、輸出戦略の作成を開始

4月19日 第3回攻め本部で輸出戦略の案をまとめ、地域ブロック毎に意見交換を実施し、ブラッシュアップすることを決定

- 4月23日 林大臣が第7回産業競争力会議において輸出戦略についてプレゼン

4月28日～5月4日 安倍総理と江藤副大臣がロシア・中東を訪問し、トップセールス

- 5月17日 安倍総理が成長戦略スピーチ第二弾において農産物輸出倍増についてプレゼン

- 5月22日～6月25日 地方ブロック意見交換会開催（全国9ブロック 延べ約5百人）

- 6月18日 林大臣が第2回農林水産業・地域の活力創造本部において輸出戦略案について説明

- 6月19日 衆議院農林水産委員会で「我が国の農林水産物・食品の輸出に関する件」を決議

8月8日 第5回攻め本部で地域ブロックの意見交換会、衆議院農林水産委員会の決議等を輸出戦略案に反映し取りまとめ

- 8月29日 2014年度予算概算要求とともに、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（輸出戦略）を策定・公表

- 10月9日～12月17日 「6次産業化の推進に向けた全国キャラバン」で輸出戦略を説明（47都道府県 延べ約5千人）

10月11日～11月5日 「我が国農畜産物の輸出と動植物検疫」に関する地方ブロック説明会」で輸出戦略等について説明
（全国9ブロック 延べ約5百人）

10月18日 第7回攻め本部で輸出戦略に基づく輸出環境整備の課題を取りまとめ

- 10月29日 林大臣が第7回農林水産業・地域の活力創造本部において輸出戦略及び輸出環境整備の課題を説明



食文化・食産業のグローバル展開

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。



日本食文化の普及

日本食の普及を行う人材育成、
メディアの効果的活用等を各省連携して実施



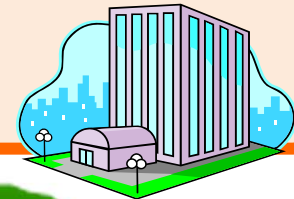
世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
※世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
※中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- ① ビジネス環境の整備
- ② 人材育成
- ③ 出資による支援



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

国別・品目別輸出戦略の実行
(全国協議会の枠組みを活用した検証・見直しを実施)

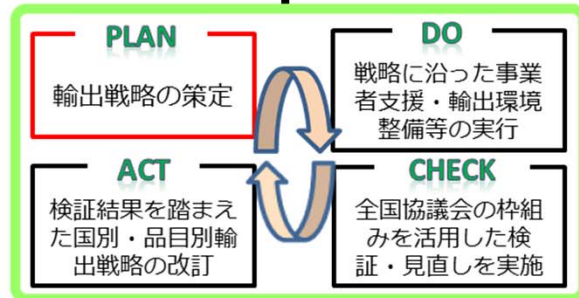


農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を

2020年までに1兆円規模へ拡大



約4,500億円

水産物	1,700億円
加工食品	1,300億円
コメ・コメ加工品	130億円
林産物	120億円
花き	80億円
青果物	80億円
牛肉	50億円
茶	50億円

【2012年】

ブランディング、迅速な衛生証明書の発給体制の整備など
(EU、ロシア、東南アジア、アフリカなど)

「食文化・食産業」の海外展開に伴う日本からの原料調達増加など
(EU、ロシア、東南アジア、中国、中東、ブラジル、インドなど)

現地での精米や外食への販売、コメ加工品（日本酒等）の重点化など
(台湾、豪州、EU、ロシアなど)

日本式構法住宅普及を通じた日本産木材の輸出など
(中国、韓国など)

産地間連携による供給体制整備、ジャパン・ブランドの育成など
(EU、ロシア、シンガポール、カナダなど)

新規市場の戦略的な開拓、年間を通じた供給の確立など
(EU、ロシア、東南アジア、中東など)

欧米での重点プロモーション、多様な部位の販売促進など
(EU、米国、香港、シンガポール、タイ、カナダ、UAEなど)

日本食・食文化の発信と合わせた売り込み、健康性のPRなど
(EU、ロシア、米国など)

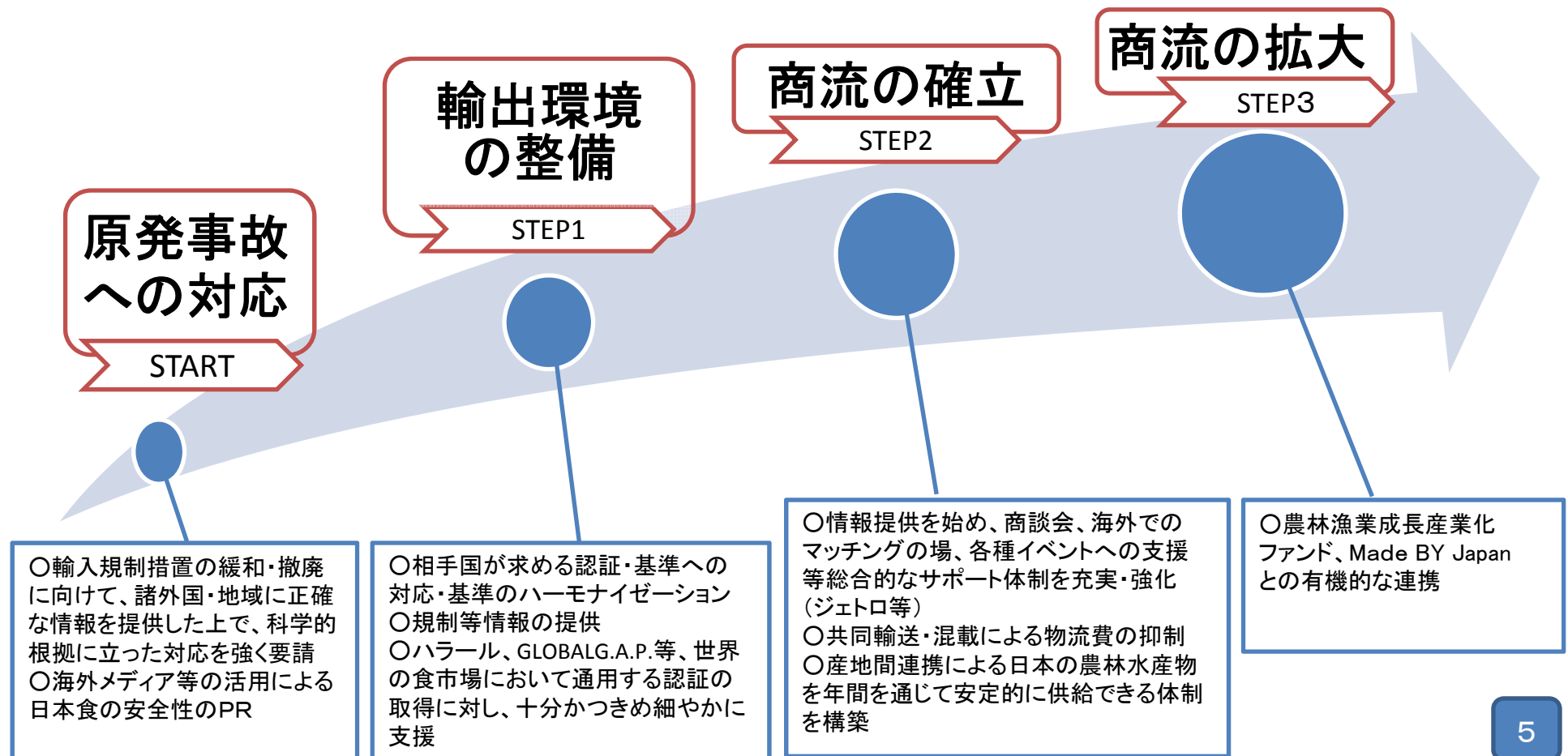
1兆円

水産物	3,500億円
加工食品	5,000億円
コメ・コメ加工品	600億円
林産物	250億円
花き	150億円
青果物	250億円
牛肉	250億円
茶	150億円

【2020年】

農林水産物・食品輸出の方向性: 3Es

- 市場の状況に応じ、原発事故の影響の最小化を起点に、①相手国が求める認証・基準への対応や基準のハーモナイゼーション等の輸出環境の整備(ENTER)、②商流の確立支援(ESTABLISH)、③商流の拡大支援(EXPAND)の3つのE施策を集中的に実施。



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制緩和の概要

○ 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、マレーシア、ベトナムの輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

規制措置が完全撤廃された例

最近の輸入規制緩和の例

解除された年月	国名
2011年6月	カナダ
〃	ミャンマー
2011年7月	セルビア
2011年9月	チリ
2012年1月	メキシコ
2012年4月	ペルー
2012年6月	ギニア
2012年7月	ニュージーランド
2012年8月	コロンビア
2013年3月	マレーシア
2013年4月	エクアドル
2013年9月	ベトナム
2014年1月	オーストラリア

1. シンガポールの例(2013年4月8日施行)

【緩和前】

輸入 停止	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	福島県、茨城県、栃木県、群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	卵	福島県、茨城県

【緩和後】

輸入 停止	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果実とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	福島県
放射性 物質検査 証明書	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	茨城県、栃木県、群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	卵	茨城県
	緑茶及びその製品	静岡県

(※1)上記の規制品目について、規制対象となっていない都道府県については、産地証明書を要求。

2. EUの例(2014年4月施行予定)

検査証明書の対象都県と対象品目が全体として縮小されるとともに、EU通関時に求められていたモニタリング検査が緩和される等。

【改正前】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	きのこ類
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば

【改正後】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、 長野県 、新潟県、静岡県	きのこ類
秋田県、山形県、長野県	きのこ類、山菜
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

- 我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化(韓国)。
- 現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例

(2014年2月12日現在)

輸出先国・地域	輸出額(2013年) ※括弧内は輸出額に占める割合	輸入停止措置対象都県	輸入停止品目
香港	1,250億円 (23%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	819億円 (16%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	735億円 (13%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国(*)	508億円 (9%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	373億円 (7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。

「国別・品目別輸出戦略」に基づく輸出環境整備の当面取り組むべき課題について

「国別・品目別輸出戦略」に基づき、輸出環境整備に係る約170の課題を整理。当面、うち50程度の課題に優先的に対応。

	加工食品	水産物	コメ・コメ加工品	青果物	牛肉	林産物	茶
マレーシア	○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	-		○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○鳥糞におけるリスク評価 ○ハラール認証の取得		
EU	○乳製品の第三国リスト掲載 ○放射性物質検査証明書の要求の解除 ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み) ○残留物質モニタリング検査の実施 ○栄養成分表示への対応 ○GMOの表示	○放射性物質検査証明書の要求の解除(8県) ○EU-HACCP認定の取得 ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(8県) ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県) ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み) ○GLOBALG.A.P.認証の取得	○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県) ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み)		○残留農薬基準への対応(インポートトレランスの設定) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県) ○GLOBALG.A.P.認証の取得 ○通関時の放射性物質モニタリング検査の緩和(措置済み)
ロシア	○放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県) ○模倣・知的財産の侵害対策	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(8県に所在する施設)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)	○農産物による現地調査の実現 ○放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)		○放射性物質検査証明書の要求の解除(6都県)
ベトナム	○模倣・知的財産の侵害対策 ○自由販売証明書の発行(措置済み)	-		○植物由来食品の生産国認定(措置済み) ○検査条件の設定(リンゴ)			
インドネシア	○OML番号の取得 ○インドネシア語による食品の表示 ○放射性物質検査証明書の要求の解除(全県) ○園芸作物の輸入ライセンスの取得(ジュース、ジャム) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○放射性物質検査証明書の要求の解除(全県)		○植物由来食品の生産国認定 ○輸入利用者の制限(4種に限定) ○園芸作物の輸入ライセンスの取得 ○放射性物質検査証明書の要求の解除(全県) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○形質による現地調査の実現 ○放射性物質検査証明書の要求の解除(全県) ○ハラール認証の取得		
インド	○表示ラベル規則への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ベジタリアンマークの取得 ○ノンビーフの表示	-					
フィリピン	○模倣・知的財産の侵害対策 ○自由販売証明書の発行(措置済み)	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県の一部水産物) ○放射性物質検査報告書の要求の解除(4県)			○検査条件の合意(措置済み)		
タイ	○放射性物質検査報告書の要求の解除(8県) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○自由販売証明書の発行(措置済み)	○放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)		○検査上の生産地域の追加(カンキツ類) ○放射性物質検査報告書の要求の解除(8県) ○植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化	○放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)		
シンガポール	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(7都県) ○鶏卵加工品の衛生証明書の取得	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県)	○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(全県)	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(7都県)	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(3県)		○原発事故に係る輸入停止品目の解除(福島県) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(静岡県)
中東(トルコ含む)	○衛生証明書の取得(トルコ)(措置済み) ○伝統食品への添加物使用の禁止(トルコ) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(トルコ) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○ハラール認証の取得	○放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(トルコ)	○衛生証明書の取得(トルコ)(一部措置済み) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(トルコ) ○ハラール認証の取得	○衛生証明書の取得(トルコ) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(トルコ)	○BSEに係る輸入規制措置の解除(オマーン)(交渉進展) ○相手国におけるリスク評価(パレーン、サウジアラビア、トルコ) ○放射性物質検査証明書の要求の解除(アラブ諸国) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除(トルコ) ○ハラール認証の取得 ○検査条件の合意(措置済み)		
メキシコ		-					
ブラジル	○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県) ○模倣・知的財産の侵害対策	○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県) ○動物衛生証明書要求への対応(一部措置済み)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(福島県)				
香港	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(牛乳・乳飲料、粉ミルク)(5県) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○粉ミルクのヨウ素等基準値への対応(措置済み)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)	○模倣・知的財産の侵害対策 ○輸入ライセンスの取得	○残留農薬基準(2014年8月施行)への対応(インポートトレランスの設定) ○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(5県)		○残留農薬基準(2014年8月施行)への対応(インポートトレランスの設定)
台湾	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○牛肉由来食品の原産地表示規定への対応	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県) ○模倣・知的財産の侵害対策	○残留農薬基準への対応(インポートトレランスの設定)(一部措置済み) ○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県) ○検査条件の設定(トマト) ○通関時のモニタリング検査の全ロットの要求の解除	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県) ○台湾側におけるリスク評価		○残留農薬基準への対応(インポートトレランスの設定)(一部措置済み) ○残留農薬違反に伴う管理改善書の提出 ○原発事故に係る輸入停止品目の解除(5県)
米国	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○原発事故に係る輸入制限の解除(3県)	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応(海産物) ○米国HACCPの取得(魚介類)	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○低酸性食品包装米飯の輸出解禁 ○原発事故に係る輸入制限の解除(3県)	○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○検査条件の緩和(うんしゅうみかん) ○検査条件の設定(カキ) ○原発事故に係る輸入制限の解除(3県)	○冷凍牛肉の輸出のための検査条件の改正(措置済み)		○米国食品安全強化法(FSMA)への対応 ○残留農薬基準への対応(インポートトレランスの設定) ○有機同等性の承認の取得(措置済み)
中国	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(10都県) ○食品安全法に基づく相次ぐ国家基準への対応 ○模倣・知的財産の侵害対策 ○輸出業者は輸入側受け取り業者と共に買検総局へ登録 ○栄養成分表示への対応	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(10都県) ○放射性物質検査証明書の要求の解除 ○衛生証明書の発行業務の円滑化(措置済み)	○原発事故に係る輸入停止品目の解除(10都県) ○模倣・知的財産の侵害対策 ○精米・くん蒸施設の認定取得		○原発事故に係る輸入停止品目の解除(10都県) ○中国側におけるリスク評価		○未審設計種類への対応 ○原発事故に係る輸入停止品目の解除(10都県)
韓国	○放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(8都道県) ○原発事故に係る輸入停止品目の解除(8県)	○放射性物質検査証明書の要求の解除(13都県)				

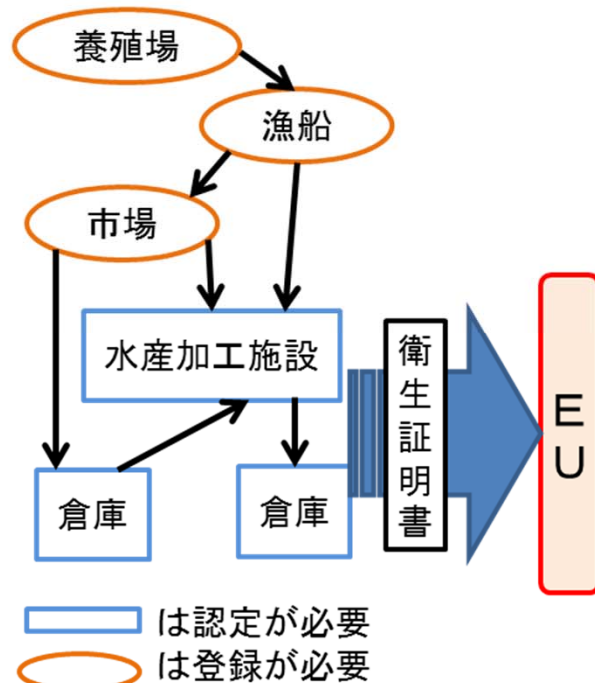
※ EUの放射性物質に係る輸入規制の内容については、2014年4月1日から適用予定のもの。

輸出戦略の重点品目	
国と国との交渉	青字
国と事業者の協同	黒字
輸出戦略策定後進展のあった課題(2013年8月29日以降)	赤字
優先的な対応が必要な規制	緑太字

水産物のHACCPの現状について

- HACCPは、FAOとWHOの合同機関であるCodex委員会から発表され、各国にその採用が推奨されている食品安全のための工程管理システム。
- このシステムは、食品の製造工程で発生する恐れのある危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保。多くの国でHACCPを導入。
- EUは、漁場から食卓までのフードチェーン全体でHACCP基準を満たすことを要求しており、他国に比べて厳しい条件となっている。
- 日本は、EU・HACCP認定施設数が諸外国に比べて少ない現状にある。

水産食品のEU輸出へのフロー



EU・HACCP認定に際してのポイント

- (1) HACCPの導入
 - HACCPチームの編成
 - 危害要因の分析
 - 重要管理点の決定、監視
 - 継続的な記録の作成、保管、等
- (2) HACCPに対応できる施設整備
 - ① 交差汚染の防止(汚染区域と清潔区域を壁等を用いて区分け)
 - ② 床・壁等の素材(不浸透性・非吸収性の洗浄可能で無害な材質)
 - ③ カビ、結露の発生を防止
 - ④ 手洗い(自動式蛇口を有する等適切に設計された給湯付き手洗設備) 等
- (3) 公的機関による認定

主要国におけるEU・HACCP認定状況

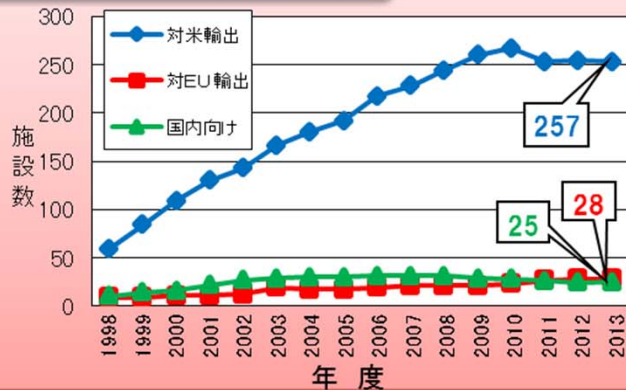
No.	国名	認定施設数
1	アメリカ	1014
2	カナダ	657
3	中国	634
4	ベトナム	443
5	モロッコ	356
6	インド	330
7	タイ	271
8	チリ	253
9	ペルー	207
10	インドネシア	180
32	日本	28

EU保健・消費者保護総局HPをもとに
水産庁作成(2013年12月18日時点)

水産物のHACCP認定促進に向けた課題

- 水産物輸出増にはHACCP施設増が必要。
- 2012年度以降、補正予算で改修を行う施設が59施設あり、今年度中には全てが作業を終了する予定。
そのうち対EU向けは22施設、対米国向けは26施設、その他(東南アジア等)は11施設。
- 2013年度補正においても引き続き改修支援を促進。
- HACCP施設の認定促進に向けた体制強化が不可欠。

HACCP認定施設の推移



HACCP対応のための改修支援事業

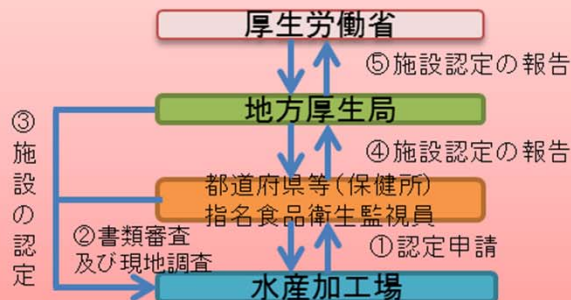
2012年度補正予算

- 予算額 : 25億円
- 対象施設 : 55社(59施設)
 - ーうち、改修を終了。4施設(対EU向けが1施設)
 - ー今年度中に終了予定。55施設(対EU向けが21施設)
- 改修済み対EU向け施設については保健所が指導を開始。

認定等の手続き

- 対EU・HACCPは、厚生労働省の指導の下、保健所が認定。対米HACCPは保健所又は(一社)大日本水産会等が認定。

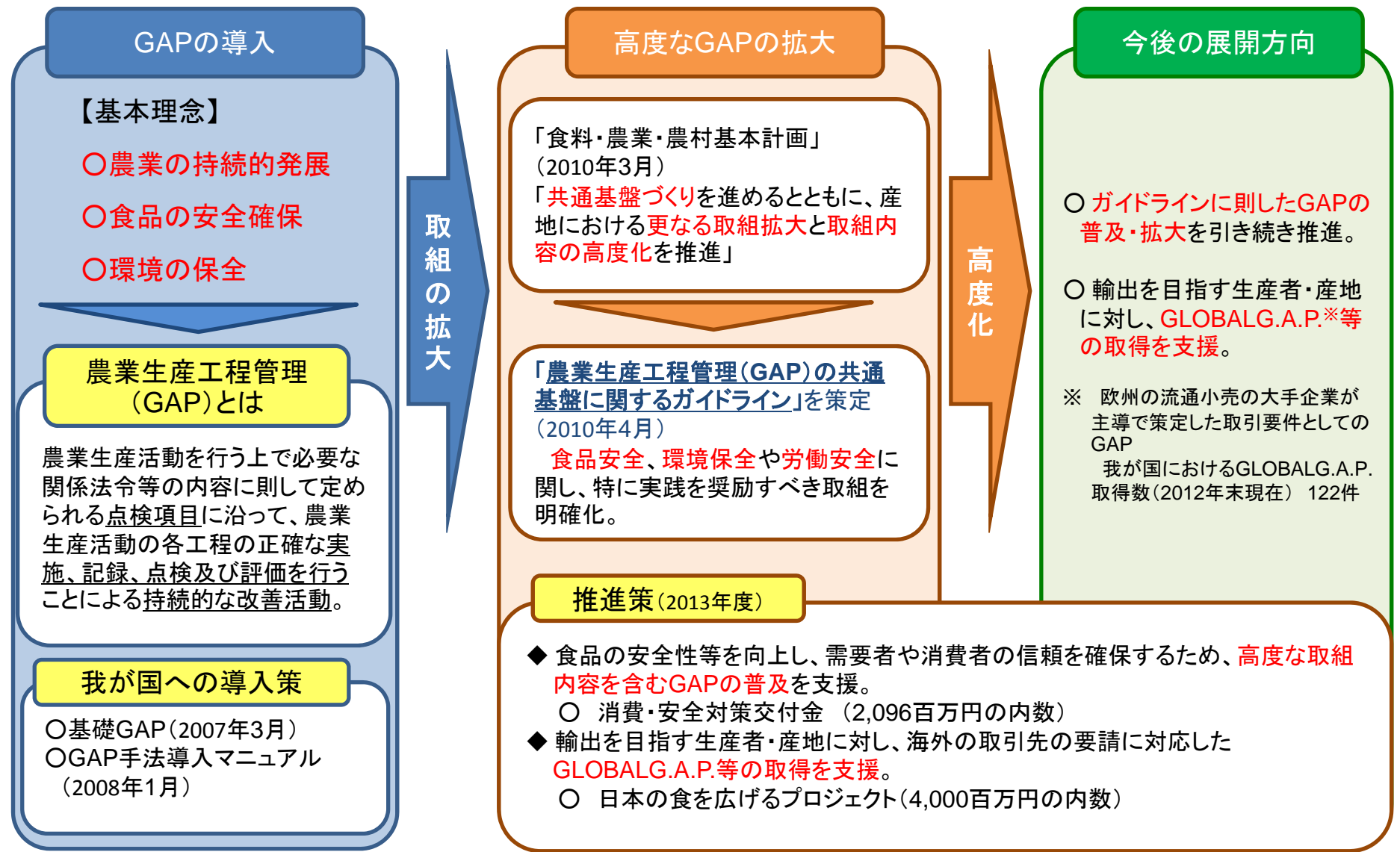
【EU・HACCPの認定の流れ】



年度別EU・HACCP新規認定数の推移



我が国における農業生産工程管理(GAP)の取組状況



我が国のガイドラインに則した
GAP取組産地数

2013年3月
980産地

2015年度(目標)
1,600産地

〔うちGLOBALG.A.P.取得数
122件(2012年末現在)〕

輸出環境整備に係る取組と今後の対応

- 攻めの農林水産業の検討以降、厚生労働省ほか関係府省の協力を得つつ、輸出環境の整備に努力。
- 今後は、まず、2014年度の戦略実行予算を活用しつつ、課題の優先順位付けや予見可能性について、事業者とコミュニケーション。さらに、2015年度以降はPDCAサイクルで検証しつつ、問題となる規制の概要、国際ルール上の問題点、課題への対応の進捗状況などを盛り込んだ「輸出環境整備レポート」(仮称)を作成・公表。

年月	事案名	国名	品目名	具体的内容
2013年3月	牛肉の第三国リスト掲載	EU	牛肉	○ 2005年から、牛肉に係るEUの第三国リスト掲載に向けた交渉を開始。
				→ 2013年3月に第三国リストに掲載。 (現在、申請のあった施設の認定に向けた審査を厚労省で実施中。)
2013年6月	自由販売証明書の発行	ベトナム、フィリピン、タイ、トルコなど	加工食品等	○ 加工食品等の輸入の際に東南アジア各国では自由販売証明書を要求。
				→ 2013年6月20日より厚生労働省が発給を開始。 (ベトナム、フィリピンなどへの加工食品の輸出が可能となった。)
2013年8月	○農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の公表			
2013年9月	有機同等性の承認の取得	米国	茶等	○ 2003年から、我が国の有機JAS制度と全米有機プログラムの同等性の交渉を開始。
				→ 2013年9月26日、米国から有機同等性の承認を取得。2014年1月1日より適用。 有機JASを取得した農産物等が、米国の有機制度による認証を改めて受けることなく「organic」等と表示して輸出することが可能となった。
2013年12月	植物由来の輸入食品の規制緩和	ベトナム	青果物等	○ 2011年7月ベトナム政府は植物由来食品をベトナムへ輸出するには、食品の衛生・安全が確保されている国としての認定を要求し、我が国の植物由来食品を輸入停止。
				○ 林大臣がファット農業大臣と会談した結果、ベトナムが2013年に限り、日本を輸出国として暫定的に認定。 → 2013年12月16日正式に輸出国として認定を取得。植物防疫の条件の設定が必要なものを除き輸出可能となった。
2014年2月	牛肉の輸出解禁	メキシコ	牛肉	○ 2004年から、牛肉の輸出に向けた協議を開始。
				→ 2014年2月、検疫条件に合意し、認定施設からの輸出が可能となった。

輸出のビジネスサポートをジェットロに集約

- 海外における見本市への出展や商談会の開催など、農林水産省とジェットロや経済産業省をはじめとした関係府省が連携して輸出を推進。

2012年度まで

- 事業者は、輸出に係る情報を個別に収集。
- 農林水産省とジェットロは、それぞれ海外見本市への出展、商談会の開催などを実施。
- 海外見本市への出展や商談会開催の年間スケジュールの公表なし。
- ジェットロの農林水産物・食品に係る事業規模は、中小企業対策費を中心に、約5億円(2012年実績ベース)

2013年度以降

- 国内外にネットワークを有するジェットロへ機能を集約。
- PDCAサイクルにより、継続的に事業を見直し。
- 関係府省と連携しつつ、ジェットロを輸出に係る情報窓口としてワンストップサービス化に着手。
- 海外見本市への出展、商談会の開催などをジェットロに集約。
- 2014年度より、海外見本市への出展や商談会開催の年間スケジュールを公表。
- 中小企業対策費等のほか、農林水産省からジェットロへの約10億円の補助。
(輸出総合サポート事業)

産地間競争からオールジャパンの体制へ

○ 各県バラバラではなく、ブロックや地域でまとまって輸出に取り組む取組を支援するとともに、共同輸送・混載による物流費の抑制を図るため、事業者向け支援をメリハリ化することにより、ジャパンブランドの構築や産地間連携の取組を重点化(輸出総合サポートプロジェクト事業)。

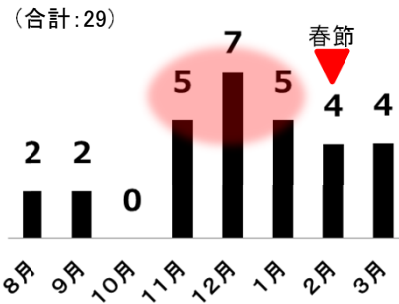
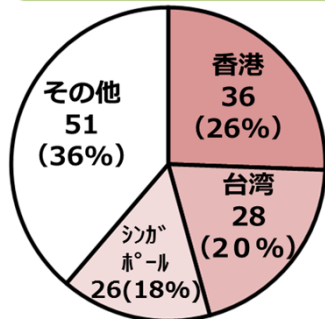
これまで

重点国・重点品目を設定せず、事業者への輸出機会の提供が中心。

産地単位で、輸出しやすく、商流が既に確立している国・地域に輸出が集中し、現地で産地間の過当競争や叩き売りが発生。

【例】

香港、台湾、シンガポールへ事業が集中(図1)、さらに香港の春節前に県のイベントが集中(図2)。

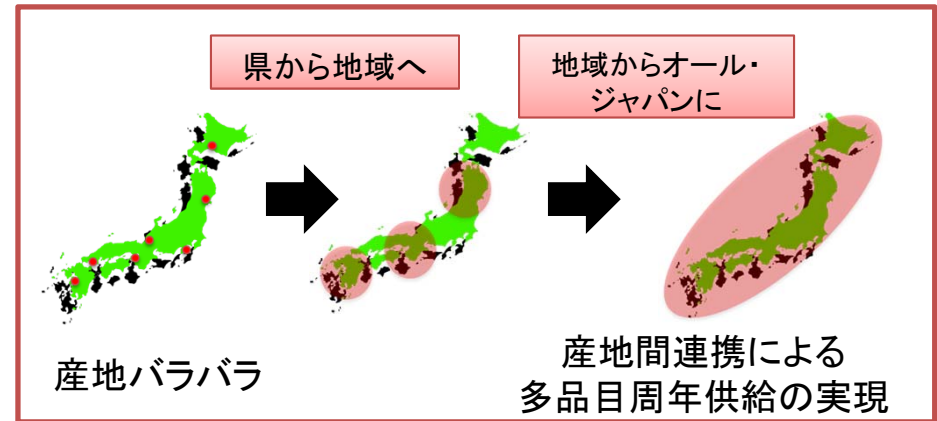


(図1) 2012年度販売促進事業実施先国(延べ数)

(図2) 香港における2012年度果実の月別販促補助事業実施数

これから

オールジャパンで、重点品目を重点国・地域へ積極的に輸出



品目別輸出団体の育成・支援

SOPEXA(フランス食品振興会)やUSMEF(米国食肉輸出連合会)、NSC(ノルウェー水産物審議会)等を参考にしつつ、品目別に輸出促進の指令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援。

(品目例)

- 牛肉
- 茶
- 日本酒
- 水産物
- 等

関係省庁との連携による取組

- 品目別マーケティング団体の育成等の国家的マーケティング体制を整備、事業者サポート体制を強化。

日本酒の輸出に関する国全体の効果的なマーケティングに関する調査

【委託先】

- みずほ情報総研

【趣旨】

- SOPEXA等各国の輸出促進団体を調査しつつ、日本酒の国全体としての効果的なマーケティングに向けた現状・課題・あり方等を検討。

【委員】

- 内閣官房、国税庁、農林水産省、JETRO、酒造組合中央会、地酒協同組合、名門酒会、卸売酒販中央会等、日本酒の主たる組合・メーカー・流通事業者等

【スケジュール】

- 今年度内に、日本酒全体としてのマーケティングのあり方について、一定の方向性を報告。

成田空港周辺における農観連携プロジェクト検討会

【事務局】

- 観光庁

【検討事項】

- 成田空港周辺地域をモデル地域として、農業と観光が連携した地域活性化、農産品のプロモーション、空港を活用した輸出拡大方策等を検討。

【委員】

- 農林水産省、国土交通省、千葉県、地元市町、成田空港会社

【スケジュール】

- 今年度内に地元の取組状況や意向を確認。2014年度は具体的プログラム作りやプロモーションを進めつつ、課題を抽出・具体化。

農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会

【事務局】

- 農林水産省・国土交通省

【検討事項】

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向け、国内荷量の集約、共同配輸送等による効率的な輸送ルート確保、品質の維持、海外マーケット開拓等を検討。

【委員】

- 農林水産省、国土交通省、学識経験者、JETRO、経団連、日本物流団体連合会、全農、物流事業者、農産物等輸出事業者

【スケジュール】

- 今年度内に方向性を取りまとめ。

【クールジャパン、ビジット・ジャパン等と連携した取組】

関係省庁が実施するクールジャパン等関連イベントと連携して、日本食・食文化の魅力を海外に発信。
 <例> 昨年11月にインドで開催された南アジア最大級の見本市に経済産業省と連携してパビリオンを設置。他分野のコンテンツと連携して、日本食・食文化の魅力を総合的に発信。

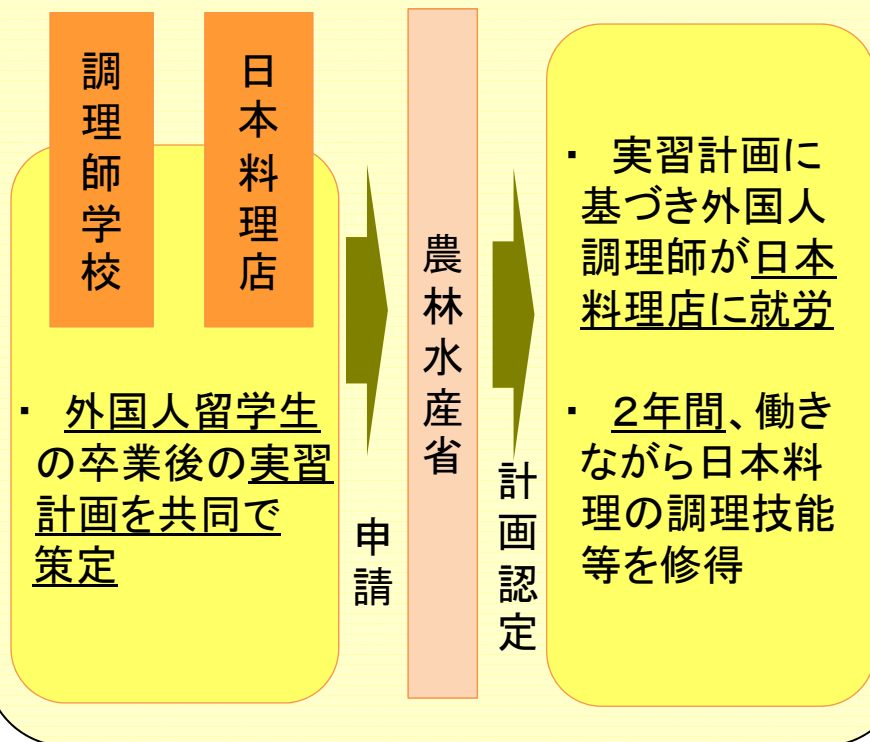


世界の料理界での日本食材の活用推進

- 世界の料理界における日本食材の活用促進のため、外国人調理師の在留資格の要件の緩和や、海外のトップシェフや食関連事業者等への魅力発信等を実施。

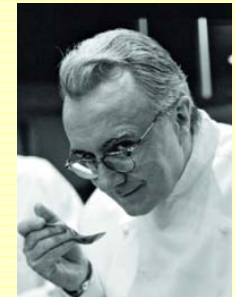
外国人調理師の 在留資格の要件緩和

本年2月から、外国人調理師が日本国内において働きながら日本料理を学べるように在留資格の要件緩和を実施



海外のトップシェフや 食関連事業者等への魅力発信

世界的トップシェフに日本食・食文化への正しい魅力を深めてもらう取組を実施



アラン・デュカス氏

例)

- ・ マスターオブワイン(ワインに関する国際的な認定資格を有する者)を日本に招聘し、酒造りや日本酒の持つ魅力を海外へ発信
- ・ パリにおいてアラン・デュカス氏と連携した日本食や日本産食材のPRイベントを開催
- ・ 米国サンフランシスコ市内のレストラン10店舗で、日本産食材を使った創作メニューによるレストランフェアを開催

グローバル・フード・バリューチェーン戦略の構築

～ 日本の「強み」を活かした日本の食産業の成長と輸出拡大 ～

1. ねらい

- 日本の「強み」を活かしたフード・バリューチェーン(FVC)構築により、今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、日本の食産業の成長と輸出拡大につなげる(“Made BY Japan”の深化)。
- 民間投資と経済協力の連携によるフード・バリューチェーン構築により、日本の食産業の海外展開と途上国等の経済成長につなげる(“All Japan”、“Made WITH Japan”による途上国等との「Win-Win」な関係の構築)。

■ 日本の食産業の「強み」

- ①健康安全・高品質 : 品質管理、品種開発、表示・規格等
- ②先進技術 : 農業機械、食品加工・製造、コールドチェーン、ICT、省エネ等
- ③先進・利便性 : コンビニ、スーパー、外食等

■ FVC構築の課題(地域ごとに異なる)

生産・流通・消費、ビジネス投資環境整備(各種規制、商慣習等)、人材、税制、インフラ(道路、港湾、電力等)等

2. グローバル・フード・バリューチェーン戦略(今夏までに策定)

(1) 総合戦略

- ・ 地域ごとの諸課題に官民連携で対応(官民連携体制の構築と役割分担)
- ・ 情報収集、ビジネス環境整備、人材育成、外交機会の活用、経済協力との連携、資金調達、インフラ整備等・官民連携による食インフラシステム輸出

(2) 地域別戦略

- ・ 潜在的成長力の高い地域別の戦略を策定(アセアン、中国、インド、アフリカ等)
- ・ 地域の課題や実情に応じたFVC構築のための戦略

生産

- ・ 種子、肥料、農薬、資材
- ・ 農業機械、灌漑、発電、土壌、ICT、農業保険 等



製造・加工

- ・ 食品製造・加工
- ・ 品質管理 等



流通

- ・ コールドチェーン
- ・ 集荷・貯蔵・輸送、卸売市場
- ・ 品質管理
- ・ 港湾、道路、電力 等



消費

- ・ コンビニ、スーパー、外食
- ・ 品質管理、POS
- ・ 日本食市場開拓 等



商流の拡大に向けた取組

- ビジネス環境の一層の整備を図るため、ファンド等も活用し、輸出の商流を拡大。

クールジャパンファンド

【設立】

2013年11月

【目的】

- 世界に向けて展開するためのプラットフォームの確保
- M&A等を通じた海外流通網の確保
- 「地域発、世界へ」を実現、ものづくりを狙う地域を活性化

【出資金】

375億円

連携

A-FIVE

【設立】

2013年1月

【目的】

- 農林漁業者が主体となって、生産と消費をつなぐバリューチェーンの構築

【出資金】

318億円

【A-FIVEを活用した輸出の取組】

- 千葉県を中心とした植木、盆栽生産者と連携し、中国に加えEU、北南米等への輸出も志向して新たな市場を開拓。

海外での盆栽・植木の
利用例
(左)イタリア、(右)中国



EU向け輸出に向けた
輸出条件をクリアする
ため、栽培地において
厳しく管理(右)

